

# 外部評価報告書

(理学部評価結果)

平成31年3月



お茶の水女子大学  
Ochanomizu University



# 目 次

はじめに

I. 外部評価結果の概要	- 1 -
-1 基準ごとの評価結果-理学部	- 1 -
-2 外部評価委員からの指摘事項に対する対応・改善	- 12 -
-3 平成30年度外部評価委員による質疑・応答	- 14 -
II. 外部評価委員の総評	- 16 -
III. 参考資料	- 19 -
-1 評価指針	
-2 部局別評価要項	
-3 評価実施体制	
-4 外部評価委員会委員名簿	
-5 お茶の水女子大学外部評価訪問調査出席者名簿	



## はじめに

国立大学法人お茶の水女子大学では、学校教育法及び同法施行規則に基づく自己点検・評価を、「国立大学法人お茶の水女子大学全学評価要項」及び「同部局別評価要項」に基づき7年以内ごとに1度行うことを定めており、平成16年度の国立大学法人化以降、3度目となります。

実施いたしました自己点検・評価は「大学改革支援・学位授与機構」が行います「大学機関別認証評価」で定めております教育活動を中心とした評価項目・基準・観点を基本として策定いたしました。

評価方法としては、策定した自己評価書を学外の有識者により構成される「外部評価委員」による書面調査と訪問調査（平成31年1月11日）を実施いたしました。委員の方々には、貴重なご意見をいただき大変有益な示唆を受けることができました。

この評価結果を今後に活かし、本学が取り組む教育・研究の質の改善や向上等に活かしていく所存です。

平成31年3月吉日

お茶の水女子大学長

室 伏 きみ子



## I 外部評価結果の概要

### I-1 基準ごとの評価結果

理学部

## 基準1 大学の目的及び部局等の使命・目的

- ① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 大学全体の目的として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を養うということが学則に記されており、理学部の目的も学校教育法の規定に沿っている。
- 大学の目的、学部・学科の養成すべき人材像が学則等に明確に定められ、学校教育法第83条に規定された大学一般に求められる目的に適合している。

## 基準1 大学の目的及び部局等の使命・目的 の全体評価

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 大学全体の目的として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を養うということが学則に記されており、理学部の目的も学校教育法の規定に沿っている。
- 大学の目的、学部・学科の養成すべき人材像が学則等に明確に定められ、学校教育法第83条に規定された大学一般に求められる目的に適合している。



<b>基準2 教育研究組織</b>
-------------------

- ① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

## 【評価結果】

妥当である

## 【評価結果の根拠・理由】

- 理学部の基本となる5学科がそろっている。1990年に情報科学科が設置されたのは時宜を得ていた。
- 適切なものとなっている。

- ⑤ 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

## 【評価結果】

妥当である

## 【評価結果の根拠・理由】

- 教育研究評議会と教授会が役割に応じた活動をしている。理学部は教授会を中心としてコンパクトにまとまっている。
- 委員会形式で質の高い議論がなされているが、一方では委員の負担が大きいことが危惧される。

<b>基準2 教育研究組織 の全体評価</b>
-------------------------

## 【評価結果】

妥当である

## 【評価結果の根拠・理由】

- 体制として特に問題はないように思われる。
- 上記の理由から妥当である。

### 基準3 教員及び教育支援者

- ① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 講座制でなくなって人事の柔軟化が感じられる。教員が基幹研究院に属しているため、他部局との併任状況について質問したが、合理的な配属になっていることを理解した。
- 問題点は見受けられない。

- ② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 大学設置基準に即応して教員数が潤沢に配備されている。
- 小規模な大学で多様な学問を教授する必要上少人数スタッフによる教育はやむを得ないが、将来研究職を目指す院生を負担が大きくなり範囲でもっと活用することは検討する価値があると思う。

- ⑤ 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 明確な規定が作られ、決められた手続きで人事が行われている。
- 適切に運用されていて問題ない。

### 基準3 教員及び教育支援者 の全体評価

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 教員人事は大学の生命線であり、明確な手続きで豊かな数の教員が確保できている。
- 上記の理由から妥当である。

<b>基準4 学生の受入</b>
------------------

- ① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- アドミッション・ポリシーが明確に定められ、十分公表されている。
- 明確に定められている。

- ② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 多様な入試が行われており、新フンボルト入試、高大連携特別選抜は注目に値する。
- 下の④と関連しているが、種々の受入体制が真に機能しているかを検証する必要がある。訪問調査の結果適切な受入方式が採用されていることが判明したので「妥当である」に変更。

- ③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 厳格な実施体制である。
- 適切公正に実施されている。

- ④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 入試推進室による検証が行われている。
- 受入方針に沿って種々の入試が行われており、それ自身は問題なく機能している。しかしながら、そうした入試で入学した学生が、その後の学習過程で当初意図したような成果をあげているか、長期間にわたる追跡調査が必要である。種々の入試を行うことは、大学構成員に負担をかけており、その負担と学生の質の確保とが本当に機能しているかを検証することこそ重要である。訪問調査の結果、追跡調査など種々の検証体制が作られていることが判明した。

- ⑤ 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 適正な数の実入学者数となっている。
- 数値上特に問題はない。

#### 基準4 学生の受入 の全体評価

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 多様な入試が行われており、適正な数の入学者が確保されている。
- 種々の入試を行うことが大学に半ば強制されているが、高校で未履修の科目の補完授業を大学でやらなければならないこと自体、入試が機能していないことの証左となっている。長期的な追跡調査を行って、問題がある場合は入試の問題点を社会にも公表すべきである。訪問調査の結果、問題点を把握し改善する体制が確立していることが判明した。

<b>基準5 教育内容及び方法</b>
---------------------

- ① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- それぞれの学科が明確なポリシーを公表している。
- 明確に定められている。

- ② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 専門教育科目群が適切に配置されているだけでなく、学際分野をも視野に入れた体制になっている。
- 学際プログラム、副プログラムなどで学生に幅広くかつ深く基礎教育を行っている点は高く評価する。

- ③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 多様な授業科目、理系補完教育、インターンシップ、単位互換制度など、学生のニーズに対応した体制である。
- 基礎理学といえども国外の大学生との交流はこれからもっと必要とされると思われるので、更に強化されることを希望する。特に短期的にアジアの大学生と交流できる機会を増やしてほしい。

- ④ 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 全体としてはバランスは良いが、平成 28 年から平成 29 年にかけて、数学科では演習が8コマ減り、物理学科では講義が21 コマ減り、実験が18 コマ増えている。このような大きな変動の理由について疑問に思ったが、主に4学期制への移行による見かけ上のものであることを理解した。
- 適切な学習指導法が採用されている。

⑦ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- サプリメント科目が開講されている。オフィスアワーがどの程度学生に利用されているか疑問に思ったが、それがおかれているケースはあまりなく、オフィスアワーの必要性は少ないようである。
- 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているが、それだけでなく基礎学力不足に陥らないための配慮がなされている。

⑧ 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 学位授与方針は明確になっている。
- 明確に定められている。

⑩ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 卒業認定基準が組織として決められており、卒業認定が行われている。
- 特に問題なく、卒業認定も適切に実施されている。

**基準5 教育内容及び方法 の全体評価**

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 教育方法に様々な工夫が見られる。
- 上記の理由による。

## 基準6 学習成果

- ① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 4年間での卒業率は高い。教職免許取得者もかなりの数が存在する。
- 種々の統計データから学習成果は上がっていると認められる。

- ② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 学生の満足度は70%でますますである。学生の授業外学習時間も各授業1時間前後でますますである。
- 理学部専門科目の評価が他の科目に比して少し低いのが気になるところであるが、専門科目の性格上ある程度やむを得ない面もある。ただ、他の科目と比べて教員の熱意と有意義性が一番低い点は、学生にこびる必要は全くないが、改善の余地があると思われる。

- ③ 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 大学院進学率が65%と高く、就職率も極めて高い。
- 大学院進学率が高く、就職率もよいので、この観点からも学習成果は上がっていると考えられる。

## 基準6 学習成果 の全体評価

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 学生の勉学意欲が感じられ、学習成果はよく上がっているように思われる。
- 上記の理由から妥当である。

## 基準7 施設・設備及び学生支援

④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 学生が自主的に学ぶスペースは数多く取られている。端末のOSの更新の頻度について質問したが、4年のリースでうまく機能している。
- 特に問題はない。

⑤ 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 十分なガイダンスが行われている。
- 適切に実施されている。

⑥ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

【評価結果】

おおむね妥当

【評価結果の根拠・理由】

- 実験スペースの充実やバリアフリー化などで改善の余地がある。
- 学生数名に対して教員を配置するスーパーバイザー制は学生への支援策として評価できる。オフィスアワー制との併用は更に有効であると思われる。

## 基準7 施設・設備及び学生支援 の全体評価

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 学生の満足度は高いが、設備的にはまだ改善の余地がある。
- 適切に実施されている。



<b>基準8 教育の内部質保証システム</b>
-------------------------

- ① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 自己点検・評価が機能している。
- 十分に機能している。

- ③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 学外者からの意見が聴取されている。
- 卒業生との意見交換は重要である。

- ④ ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- FDが時に応じて実施されている。
- 理学の教育は受け取る側の学生の個人差が大きく個別の対応が必要となることが多い。訪問調査の結果、個別の対応も適確に行われていることが判明し「妥当である」に変更。

<b>基準8 教育の内部質保証システム の全体評価</b>
-------------------------------

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 必要に応じた対応がなされている。
- 上記の理由により総合的には妥当である。

## I－2 外部評価委員からの指摘事項に 対する対応・改善

## 外部評価委員からの指摘事項に対する対応・改善【理学部】

基準	指摘事項	指摘事項に対する対応・改善
2	<b>観点⑤：教育活動に係る審議体制について</b> ○ 委員会形式で質の高い議論がなされているが、一方では委員の負担が大きいことが危惧される。	○ 各種会議を同一の日に開催することなどにより負担の軽減を図っている。教育関係の会議について、審議内容に応じて精査し、統廃合も含めて検討すること等により、今後も負担の軽減に取り組んでいく。
3	<b>観点②：教育活動に必要な教員の確保について</b> ○ 小規模な大学で多様な学問を教授する必要上少人数スタッフによる教育はやむを得ないが、将来研究職を目指す院生を負担が大きくなならない範囲でもっと活用することは検討する価値があると思う。	○ 本学では TA として大学院生を授業補助に配置しているが、教育支援に携わる学生の資質向上を目的としたトレーニングプログラム企画を実施すること等により、必要な資質を身につけた学生を活用している。また、LALA(図書館学習支援サポーター:Library Academic Learning Adviser)として、論文・レポートの書き方、効果的なプレゼンテーション資料の作成方法、研究計画書・倫理審査申請書の作成相談等の学生支援を大学院生を配置して活用している。今後も教育活動の支援に向けて、学生の活用を検討する。
5	<b>観点③：国外の学生との交流について</b> ○ 基礎理学といえども国外の大学生との交流はこれからもっと必要とされると思われるので、更に強化されることを希望する。特に短期的にアジアの大学生と交流できる機会を増やしてほしい。	○ 大学の取組として、国際教育を充実させるとともに、平成31年度には保護者を対象とした留学説明会を開催することで、留学に関する理解促進につなげることにしている。また、海外の大学生との交流に関しては、日本人学生と留学生の国際交流型授業を開講しているほか、「インターナショナルデー」、「国際交流のつどい」の開催など、留学生との交流に取り組んでいる。さらに、平成31年3月に完成する「国際交流留学生プラザ」を活用し、国外の大学生との交流を更に促進していく。
6	<b>観点②：授業評価アンケート結果と学習成果の関係について</b> ○ 理学部専門科目の評価が他の科目に比して少し低いのが気になるところであるが、専門科目の性格上ある程度やむを得ない面もある。ただ、他の科目と比べて教員の熱意と有意義性が一番低い点は、学生にこびる必要は全くないが、改善の余地があると思われる。	○ 授業評価アンケート結果については、教学 IR・教育開発・学修支援センターとも連携して分析し、教育の改善に取り組んでいく。
7	<b>全体評価：施設・設備について</b> ○ 学生の満足度は高いが、設備的にはまだ改善の余地がある。	○ 財政上の制約等も考慮しつつ、学生の意見等も踏まえて、可能な点から改善していく。

# I－3 平成30年度外部評価委員による 質疑・応答

## 平成30年度外部評価委員による質疑・応答【理学部】

Q1. ティーチング・アシスタント（TA）は、具体的にはどのような業務を行っているか。

A1. 実験の補助や実験操作の監督等を行っている。

Q2. 理学部は専門が学科ごとに分かれているが、学生が入試の段階で自分の専門分野を決めることは難しいのではないか。

A2. 入学後のアンケート調査を見ると、約7割がすでに学科を決めた上で受験したと回答している。その意味では、本学を受験する学生は、あらかじめ専門を決めていると言える。ただし、残り3割の学生がいるので、入学生の中には専門を決めることができず入学している学生も含まれている。そういった学生に対しては、転学科という選択肢もあるし、卒業研究では、他学科の教員の指導を受けることができる「卒研シフト」という制度も設けている。学生の興味に応じて、専門を少しずらすことも可能である。

Q3. 教員組織について、基幹研究院に所属している教員については、担当している研究科専攻及び学部をどういった形で教員自身は認識しているか。かつては学部等に所属が分かれていたが、現在は、教員自身が基幹研究院に所属していることを認識した上で他部局を担当しているという理解で良いか。

A3. 自身が担当している専攻及び学部は教員自身も認識しており、学期のはじめに承認を取っている。教員の人事上の所属組織は基幹研究院のいずれかの系で、教育組織の担当とは分けて考えている。

Q4. 地方の高等学校の女子生徒に、お茶大の良さをどのように伝えれば良いと思うか。また、理学部の魅力をどのように伝えると良いと思うか。

A4. 関東近郊からの受験生は多いが、地方では知名度が低いこともあり、地方の受験生が少ない。入試担当の部署とも相談しつつ対応する必要があると思う。平成29年度に北海道等の地方の高等学校に本学の説明に向いたこともあり、地方の受験生に対する広報の必要性も感じている。

生活科学部の質問事項として上がった、女子大の特徴とは何かということとも共通するが、理学部の教育内容は、女子大学でも共学でも変わらないと考えている。しかし、学ぶ環境、研究する環境が、本学では女性センシティブなものとなっており、わかりやすい点を挙げると、女性教員が5割であること、学長が女性であり役職者にも女性が多いことが挙げられる。この環境が学生にとってロールモデルになっているし、あらゆるものに対して女性センシティブである。そういったことが本学の魅力である。

## Ⅱ 外部評価委員の総評

## お茶の水女子大学 部局（理学部）の自己点検・評価に関する意見書

四日市大学 関孝和数学研究所長 上野 健爾

## 総 評

理学部は方法論を異にする種々の学科から成り立ち、多彩な学科が共存することが重要な要素となっている。お茶の水女子大学は小規模な大学にもかかわらず、多彩な学科を擁した理学部を有していることは特筆すべきことである。それを支えているのは、教員の研究レベル、教育レベルの高さ、また学生の質の高さである。訪問調査時の学生とのインタビューからは、自己の学習目的を明確に持って受験、入学をしている学生が多数いることが推測でき、理学部の強みとなっていることが分かる。また、大学院をめざす学生も一定程度確保できており、理学部として十分に機能しており、評価できる。

しかしながら、理学部をめぐる状況は決して楽観できるものではない。国の政策とも関連して大学の予算が減少傾向にあることは、優秀な人材を教員として確保することの困難さがこれから増していくと思われる。従って、大学としては、研究・教育のための資金を充実して行く必要があり、今後も優れた人材を輩出するための寄付金の充実を拡大していく必要がある。さらに学生が勉学に集中できる環境を確保するためにも、ローンではない奨学金のさらなる充実が求められる。また、少人数の教員スタッフによる多くの分野にわたる講義が現在行われており、これは多いに評価できることではあるが、講義の準備時間の確保などでは難しい面もある。そうした意味では他大学との講義を介したさらなる交流が必要であると思われる。他大学とのこうした交流は既に種々行われてはいるが、他大学の講義に出席するために交通上の時間がかかるなど学生にとって難しい面もあり、夏休み、春休みの活用など何らかの工夫が必要であると思われる。また、教育を丁寧に行っている関係もあり、会議の数が増えるなどスタッフの負担も増加傾向にあり、この点もさらなる工夫が必要と思われる。

現代社会における理学はその成果が社会のあり方と大きく関係するようになっており、倫理や哲学的な考察も必要とされるようになってきている。そのための工夫が既に大学のカリキュラムに見ることができるが、お茶の水女子大学の教育目標である社会で活躍するリーダーの育成のためには、教養教育の今まで以上の充実が必要と思われる。

お茶の水女子大学の理学部は優れた人材を養成してきており、そのことも高く評価できるが、現状に甘んじることなく、ユニークな人材を輩出する理学としての存在をさらに高められることを希望する。

## お茶の水女子大学 部局（理学部）の自己点検・評価に関する意見書

東京大学 名誉教授 桂 利行

### 1. 総評

お茶の水女子大学理学部は1950年、理家政学部から分離独立して発足した。当初は数学科、物理学科、化学科、生物学科の4学科で構成されていた。1990年には情報科学科が新設され、現在の5学科体制が確立し、東京女子師範学校の時代からの伝統を受け継ぎ、女性研究者・女性教育者などの優れた人材を輩出している。

理学部では、学則第5条に「理学の基礎知識を修得し、大学院において高度な教育を受けるための能力を有する人材及び理学の基礎知識を活用し社会の多様な分野において主導的役割を果たすことができる人材を要請すること」を目的として掲げ、学校教育法第83条に準拠した教育・研究が展開されている。教育研究組織については、教育研究評議会が役割に応じた活動を行い、理学部は一学年の学生数125人という決して大きくはない部局ながら、教授会を中心にして理学部長の下でよくまとまっている。教員は基幹研究院に所属し、講座制でなくなったことで人事の柔軟化が感じられる。教員人事に関する規則は明確に定められており、61人の専任教員が5つの学科にバランスよく配属されて教育・研究に従事している。学生受け入れについては、厳格な実施体制のもと多様な入試が行われている。教育は多様な授業科目が適切に配置されているだけでなく、学際分野も視野に入れた体制になっている。学生の満足度は約70%に達し、卒業率も高く、大学院進学率・就職率は極めて良いので、学習成果は満足いく水準にある。FDなどによる教育の内部保証システムも整備されている。

社会では男女共同参画が謳われ、今や女性の社会進出は当然のこととなってはいるが、それをさらに推し進めるためには有能な女性人材育成のためのレベルの高い女子大の役割は重要である。優れた女性の人材を育成している印象を受けたが、人員削減や予算削減などが進行していく中、業務の効率化や教育・研究体制のきめ細かい配慮・工夫によって現状の変化に対応し、社会の中心となって活躍する女性リーダーを輩出し続けることが望まれる。

### 2. 評価の所見

#### [優れている点]

- ・水準の高い教育がなされ、学生の満足度も高く、優れた女性の人材を輩出している。
- ・多様な入試に加え、学生のニーズを配慮した様々な工夫がなされている。
- ・外部の意見を取り入れて改善していく柔軟な運営体制が整っている。

#### [改善を要する点]

- ・組織の多様化、教育体制の多様化が教員の過度の負担増にならないよう注意を要する。
- ・実験スペースの充実や施設のバリアフリー化ではまだ改善の余地がある。
- ・女子大学ならではの利点をもっとアピールしてもよいのではないかとと思われる。

#### [特色ある点]

- ・教員がすべて基幹研究院に所属し、講座制でなくなった。
- ・新フンボルト入試、高大連携特別選抜など学生受け入れに工夫が見られる。
- ・学際プログラム、副プログラムで幅広くかつ深い教育が行える体制になっている。
- ・理系補完教育、インターンシップ、単位互換制度など学生のニーズに対応している。



### III 參考資料

## ○国立大学法人お茶の水女子大学評価指針

平成17年 1 月20日

制 定

この指針は、国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）が、学則第1条に定める本学の目的に基づき、教育研究の自由を尊重し、本学教職員の意欲を高め、教育研究活動等の質的な向上を図るために、大学評価（以下単に「評価」という。）の指針を定める。

## 1 評価の目的

ここでいう評価とは、大学が行う教育、研究、社会貢献・産学（官）連携、国際活動、大学運営に関して、大学が自ら実施する自己点検・自己評価（以下「自己評価」という。）のことであり、全学評価、部局等評価、個人評価から構成される。

その目的は、教育研究機関としての大学が、大学自治を最大限に生かしつつ、主体的・自律的に大学を運営し、その社会的説明責任を果たすべく、大学の設置理念と使命（ミッション）に照らして、自ら公正かつ客観的に諸活動を点検・評価し、大学の教育研究活動等の質を保証し、その一層の向上に資することにある。

その意味で、評価は、大学組織の目標を適正にかつ効率的に達成し、社会的使命を果たす上で必要不可欠な活動であり、使命実現のためのP D C A（Plan-Do-Check-Action、計画－実行－評価－改善）の過程の一環として位置づけられる。

そのためには、上記P D C Aの観点から、評価結果を、評価を受けた個人又は各部局等に報告・フィードバックし、教育研究活動等の改善に役立てるとともに、広く評価結果を社会へ発信することにより、本学の現況を明らかにし、公共機関としての本学の責務を果たすことが求められる。

## 2 評価の基本方針

1の目的を達成するための評価の基本方針としては、次の観点に基づくことが必要である。

## (1) 施策支援機能

大学自治と教育研究の自由を最大限に生かし、本学の使命実現と本学教職員の意欲を高め、本学の活性化を図るとともに、これを通して本学の中期的・長期的目標を実現するための、評価制度設計を有すること。

## (2) 情報提供機能

本学の教育研究活動等の成果を広く社会に知らせ、情報提供と説明責任を果たすためのものであること。

(3) 質の保証・改善機能

本学の教育研究活動等の質と水準を維持・向上させるためのものであること。

(4) 自己反省機能

本学において蓄積してきた自己評価の経験を踏まえ、進化する評価システムにふさわしい制度設計を行い、そのための評価システムの評価組織を組み込むこと。

(5) 認証評価対応機能

認証評価制度のスキーム（学校教育法第109条第2項）に対応し、それに配慮したものであること。

(6) 中期目標・中期計画の達成度評価を含む業務実績評価対応機能

国立大学法人評価委員会による業務実績評価のスキーム（国立大学法人法第31条の2）に対応し、それに配慮したものであること。

3 教職員の義務と権利

本学教職員は、高等教育機関の使命を達成する役割を自覚し、その職責を果たし、結果を示し、質を高めるよう努力しなければならない。そのために、教職員は、自らの教育活動、研究活動、社会貢献・産学（官）連携活動、国際活動、大学運営活動を自己評価し、また、大学が行う評価活動に参加する義務を負う。

同時に、本学教職員は、評価活動によって自己の専門的能力を向上させ、評価方法、評価結果、評価システムについて意見を述べる機会と権利を有する。

4 評価情報の取扱いに関する責務

評価情報の取扱いに関しては、1の目的及び2の基本方針以外に用いないこと、個人情報保護に留意すること等の責務が遵守されなければならない。

5 評価の内容と方法

評価は、全学評価、部局等評価、個人評価の3つのレベルを設定し、それぞれのレベルにおいて、教育、研究、社会貢献・産学（官）連携、国際活動、大学運営の5対象領域について、自己評価を実施することを基本とする。また、客観的水準を確保するため、必要に応じて外部評価を実施するものとする。

各レベルにおける対象領域ごとの具体的な評価項目、評価方法、評価組織その他必要な事項については、全学評価要項、部局別評価要項、個人活動評価要項に定めるものとする。

なお、評価項目及び評価方法を策定するにあたっては、国内外のスタンダードに照らした外部基準と、本学固有の使命に基づく中期目標・中期計画に照らした内部基準に配慮した設計を行うものとする。

## 6 総合評価室の役割

総合評価室は、評価指針、評価要項及び評価実施要項の策定並びに評価の企画・立案及び実施に関する総合的な業務を担当する。

総合評価室が評価の企画・立案を行うに際しては、教育研究評議会等を通じて本学教職員の意思を最大限反映することが求められる。

総合評価室は、評価システムを進化させる方法を開発し、評価システムのあり方について不断に審議、検討し改善を図るための機会を組織、コーディネートする。

## 7 評価結果の公表

本学の教育研究活動等の成果を広く社会に知らせ、社会の理解と信頼を得るための説明責任を十分に果たすという情報提供機能の見地から、総合評価室は、個人情報保護に配慮しつつ評価結果をWebや報告書等で公表する。ただし、個人評価については、原則公表はしないものとする。

## 8 教育研究活動等において評価の果たす役割

評価結果は、総合評価室から評価を受けた個人や部局等にフィードバックされるとともに、本学の教育研究活動等及び大学運営に反映されなければならない。

## 9 認証評価機関・国立大学法人評価委員会における評価と大学の評価

本学の評価は、公的第三者評価の法的要請に応え、また全体としての評価コスト削減の観点から認証評価制度（学校教育法第109条第2項）、国立大学法人評価委員会による業務実績評価（国立大学法人法第31条の2）等のスキームに対応し、それに配慮したものであることが求められる。しかしながら、本学における評価の目的に照らして、独自の内容と水準、方法が設定されなければならない。

## 10 部局等における自己評価と大学の評価

評価の中心は部局等における自己評価であり、それをもとに大学全体の評価が行われるため、両者の関係は密接である。したがって、総合評価室は、各部局等において精査される評価項目と観点に共通枠組みを設定し、部局等における自己評価及び外部評価を全学評価にリンクさせる制度設計を講じる。ただし、このことは、部局等がその使命や理念に応じて独自に評価項目と観点を設定することを妨げるものではない。

## 11 資源配分・人事考課と大学の評価

評価結果は、学内の人事考課・資源配分等に反映・利用されることが考えられる。しかしながら、評価はあくまでも、大学自治と教育研究の自由を尊重し大学

がその社会的責任を果たすべく、本学教職員の意欲を高め、教育研究活動等の質的向上を図るためのものである。

総合評価室は、このような観点から、評価結果の用いられ方についての注視機能をもつ。

## 1.2 評価コスト

評価方法とそれに基づく諸施策は、費用対効果を視野に入れ、「評価疲れ」を起こさないように、たえず改善と充実に努めなければならない。そのために、総合評価室は、人的コストの極小化、データベース構築等を含め、費用対効果の改善のための手段を講じる必要がある。

## 1.3 改廃

この指針の改廃は、教育研究評議会及び経営協議会の議を経て、学長が行うものとする。

### 附 則

この指針は、平成17年1月20日から施行する。

### 附 則

この指針は、平成23年3月28日から施行する。

### 附 則

この指針は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

## ○国立大学法人お茶の水女子大学部局別評価要項

平成23年10月19日

制 定

この要項は、国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）が、国立大学法人お茶の水女子大学評価指針（以下「評価指針」という。）に基づき、部局等評価（以下単に「評価」という。）における具体的な評価項目、評価方法、評価組織その他必要な事項について定める。ただし、1の評価項目及び別に定める評価の観点については、部局等がその使命や理念に応じて独自に評価項目と観点を設定することを妨げるものではない。

## 1 評価項目

評価項目は次のとおりとし、各評価項目における評価の観点に関しては、総合評価室が別に定める。

- (1) 部局の目的
- (2) 教育研究組織
- (3) 教員及び教育支援者
- (4) 学生の受入
- (5) 教育内容及び方法
- (6) 学習成果
- (7) 施設・設備及び学生支援
- (8) 教育の内部質保証システム
- (9) 財務基盤及び管理運営
- (10) 教育情報等の公表
- (11) 研究活動の状況
- (12) 地域貢献活動の状況

## 2 評価方法及び評価組織

評価組織として、部局等自己評価委員会と部局等外部評価委員会を部局等ごとに構成する。

- ① 各部局等自己評価委員会は、当該部局等の長及び当該部局等の教員から選出された委員により構成し、委員長は部局等の長とし、委員は部局等の長が任命する。
- ② 各部局等自己評価委員会は、自己評価として自己評価書を作成し、部局等外部評価委員会に提出する。この場合において、当該部局等の特性に基づき、各観点を取捨選択し、それについて、自己評価書を作成するものとする。

- ③ 各部局等外部評価委員会は、学外の有識者により構成し、委員長及び委員は当該部局等の長の推薦により学長が委嘱する。
- ④ 各部局等外部評価委員会は、②により提出された自己評価書に基づいて、外部評価を実施し、その評価結果を作成し、総合評価室に通知する。
- ⑤ 総合評価室は、評価結果を整理し、各部局等の長及び学長に報告する。
- ⑥ 学長は、⑤の評価結果に基づき、改善が必要と認められるときは、当該部局等の長に改善指示を行うことができる。
- ⑦ 各部局等の長は、⑤の評価結果、自ら改善を必要と判断したもの、又は⑥の学長から改善指示を受けたものについては、速やかにその改善を講じ、その結果を学長に報告するものとする。

### 3 評価結果に対する異議の申立て

各部局等の長は、当該部局等の評価結果について合理的な疑義が生じた場合には、次の手順に従い、異議の申立てを行うことができる。

- ① 部局等の長は、評価結果の通知を行った日から15日以内に当該部局等外部評価委員会に異議を申し立てる。
- ② 部局等の長から評価結果に対する異議の申立てがなかった場合は、通知を行った日から15日後に評価が確定するものとする。また、異議の申立てがあった場合は、当該部局等外部評価委員会は異議の申立ての日から30日以内に当該部局等の長から意見を聴取し、再度検証した上で評価を確定し、評価結果を速やかに当該部局の長及び学長へ通知する。

### 4 評価の実施時期

評価は、評価指針の2により、認証評価制度のスキーム（学校教育法第109条第2項）及び国立大学法人評価委員会による業務実績評価（国立大学法人法第31条の2、中期目標・中期計画の達成度評価を含む。）に合わせて、7年以内ごとに1回実施するものとする。

#### 附 則

- 1 この要項は、平成23年10月19日から施行する。
- 2 国立大学法人お茶の水女子大学部局別評価実施要領は、廃止する。

#### 附 則

この要項は、平成25年7月1日から施行する。

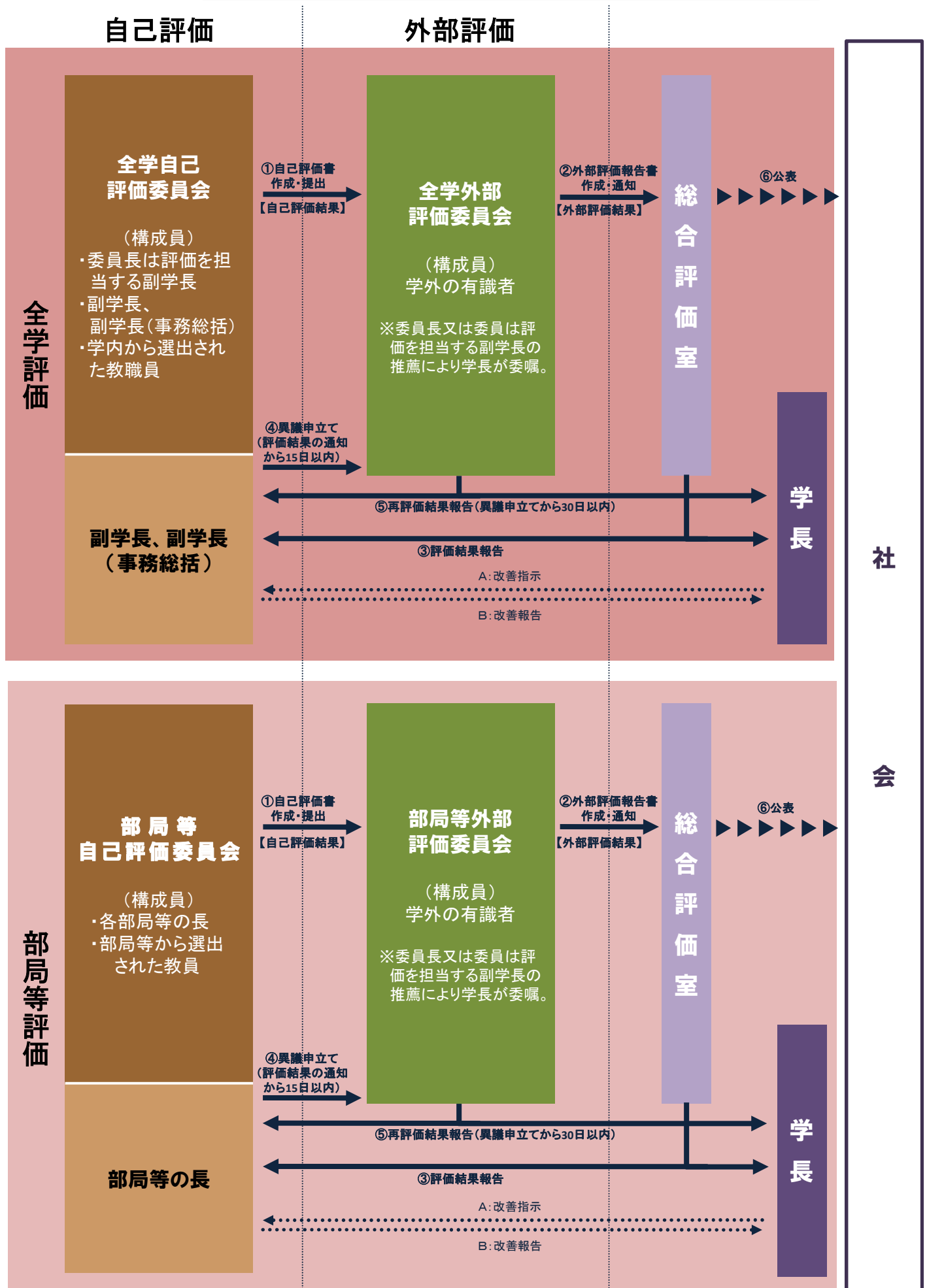
#### 附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

# 大学評価の実施体制(全学評価・部局等評価)





外部評価委員会委員名簿

担当部局等	氏名	所属機関・職位
全学・大学院	浅島 誠	帝京大学 学術顧問・特任教授
全学・大学院	石井 洋二郎	東京大学 理事・副学長
文教育学部・大学院	伊藤 徳也	東京大学大学院総合文化研究科 教授
文教育学部・大学院	松浦 良充	慶應義塾大学 文学部長
理学部・大学院	上野 健爾	四日市大学 関孝和数学研究所長
理学部・大学院	桂 利行	東京大学 名誉教授
生活科学部・大学院	中山 勉	東京農業大学応用生物科学部 教授
生活科学部・大学院	堀越 栄子	日本女子大学 家政学部長

(敬称略、職名は委嘱時、五十音順掲載)

お茶の水女子大学外部評価訪問調査出席者名簿

役職	氏名
学長	室伏 きみ子
理事 副学長（教育改革・入試改革・学術情報担当）	三浦 徹
理事 副学長（総務・男女共同参画担当）	猪崎 弥生
理事 副学長（研究・イノベーション担当）	森田 育男
副学長（国際交流・海外同窓会担当）	佐々木 泰子
副学長（広報・理系女性教育開発・同窓会担当）	加藤 美砂子
副学長（学校教育開発支援・社会連携担当）	千葉 和義
文教育学部長	新井 由紀夫
理学部長	山田 眞二
生活科学部長	仲西 正
大学院人間文化創成科学研究科長	菅原 ますみ
総合評価室長	小玉 亮子

（※ 上記以外に、各部署の教授等が陪席者として一部出席。）